

第1次一括法による改正

○ 公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）（抄）（第三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後

（整備基準）

第五条 公営住宅の整備は、国土交通省令で定める基準を参考して事業主体が条例で定める整備基準に従い、行わなければならぬ。

2 事業主体は、公営住宅の整備をするときは、国土交通省令で定める基準を参考して事業主体が条例で定める整備基準に従い、これに併せて共同施設の整備をするように努めなければならない。

3 （略）

改正前

（整備基準）

第五条 公営住宅の整備は、国土交通省令で定める整備基準に従い、行わなければならぬ。

2 事業主体は、公営住宅の整備をするときは、国土交通省令で定める整備基準に従い、これに併せて共同施設の整備をするように努めなければならない。

3 （略）

（入居者資格）

第二十三条 公営住宅の入居者は、少なくとも次に掲げる条件を具备する者でなければならない。

（入居者資格）

第二十三条 公営住宅の入居者は、少なくとも次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者（次条第二項において「老人等」という。）にあつては、第一号及び第三号）の条件を具备する者でなければならない。

一 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第二十七条第五項及び附則第十五項において同じ。）があること。
二 その者の収入がイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事

イ 入居者が身体障害者である場合その他特に居住の安定を図る必

情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合 入居の際の収入の上限として政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

- ロ イに掲げる場合以外の場合 低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額を参照して、イの政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額
- 二 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

- 三 現に住宅に困窮していることが明らかなること。

(入居者資格の特例)

第二十四条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十二条第一項の規定による国の補助に係る金額以下で事業主体が条例で定める金額

要があるものとして政令で定める場合 入居者又は同居者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ロ 公営住宅が、第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十二条第一項の規定による国^{こく}の補助に係るもの又は第八条第一項各号の一に該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 イ又はロの政令で定める金額のいずれをも超えない範囲内で政令で定める金額

(入居者資格の特例)

第二十四条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第一号ロに掲げる公営住宅の入居者は、同条各号（老人等にあつては、同条第二号及び第三号）に掲げる条件を具備するほか、当該災害

る公営住宅又は第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる公営住宅の入居者は、前条各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、当該災害により住宅を失つた者でなければならない。

(入居者の保管義務等)

第二十七条 (略)

254 (略)

5 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の入居の際に同居した親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）以外の者を同居させようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、事業主体の承認を得なければならない。

6 (略)

附 則

1514 (略)

発生の日から三年間は、なお、当該災害により住宅を失つた者でなければならない。

(入居者の保管義務等)

第二十七条 (略)

254 (略)

5 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、事業主体の承認を得なければならない。

6 (略)

附 則

1514 (略)

15 当分の間、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の政令で定める地域内の公営住宅に係る第二十三条の規定の適用については、当該公営住宅の入居者が現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第一号の条件を具備する者とみなす。

15 当分の間、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）

第二条第一項に規定する過疎地域その他の政令で定める地域内の公営住宅に係る第四十四条第一項の規定の適用については、同項中「その耐用年限の四分の一を経過した場合において特別の事由のあるときは」とあるのは、「その耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とする。

いっては、同項中「その耐用年限の四分の一を経過した場合において特別の事由のあるときは」とあるのは、「その耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とする。

○ 公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

（入居者資格）

第六条 法第二十三条第一号イに規定する政令で定める金額は、二十五万九千円とする。

2 法第二十三条第一号ロに規定する政令で定める金額は、十五万八千円とする。

改 正 前

（入居者資格）

第六条 法第二十三条に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

一 六十歳以上の者

二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

三 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百七十七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

五 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第一項に規定する支援給付を含む。）を

受けている者

- 六 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの
- 七 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等
- 八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者で又は口のいずれかに該当するもの
- イ 配偶者暴力防止等法第三条第二項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者
- ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの
- 事業主体は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。
- 事業主体は、入居の申込みをした者が第一項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認める

ときは、市町村に意見を求めることができる。

4 法第二十三条第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 入居者又は同居者にイからハまでのいずれかに該当する者がある場合

イ 障害者基本法第一条第一号に規定する障害者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

ロ 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

ハ 第一項第四号、第六号又は第七号に該当する者

二 入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者である場合

三 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

5 法第二十三条第二号イ、ロ及びハに規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 法第二十三条第二号イに掲げる場合 二十一万四千円

二 法第二十三条第二号ロに掲げる場合 二十一万四千円（当該災害発生の日から三年を経過した後は、十五万八千円）

三 法第二十三条第二号ハに掲げる場合 十五万八千円

（法第二十八条に規定する収入の基準及び収入超過者の家賃の算定方法

（法第二十八条に規定する収入の基準及び収入超過者の家賃の算定方法

第八条 法第二十八条第一項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 法第二十三条第一号イに掲げる場合 同号イに定める金額
二 法第二十三条第一号ロに掲げる場合 同号ロに定める金額

2 法第二十八条第二項の規定による公営住宅の次の表の上欄に掲げる年

度の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額から法第十六条第一項本文の規定による家賃の額を控除した額に同欄に掲げる年度の区分及び同表の下欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同欄に定める率を乗じた額に、同項本文の規定による家賃の額を加えた額とする。

初年度（法第五分の一 二十八条第二項の規定によ	入居者の収入	年度	
		十八万六千円以下の場合	十八万六千円を超えて二千円を超える場合
		二十一万四千円を超えて九千円を合の場合	二十五万九千円を超える場合
		二十一万四千円を超えて九千円を合の場合	二十五万九千円を超える場合
		二十一万四千円を超えて九千円を合の場合	二十五万九千円を超える場合

第八条 法第二十八条第一項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 法第二十三条第二号イに掲げる場合 同号イに定める金額
二 法第二十三条第二号ロに掲げる場合 同号ロに定める金額

三 法第二十三条第二号ハに掲げる場合 第六条第五項第三号に定める

金額

2 法第二十八条第二項の規定による公営住宅の次の表の上欄に掲げる年

度の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額から法第十六条第一項本文の規定による家賃の額を控除した額に同欄に掲げる年度の区分及び同表の下欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同欄に定める率を乗じた額に、同項本文の規定による家賃の額を加えた額とする。

初年度（法第五分の一 二十八条第二項の規定によ	入居者の収入	年度	
		十五万八千円を超えて十	十八万六千円を超えて二千円を超えて九千円を合の場合
		二十一万四千円を超えて九千円を合の場合	二十五万九千円を超えて九千円を合の場合
		二十一万四千円を超えて九千円を合の場合	二十五万九千円を超えて九千円を合の場合
		二十一万四千円を超えて九千円を合の場合	二十五万九千円を超えて九千円を合の場合

り当該公営住宅の家賃が定められることとなつた年度をいう。以下の表において同じ。)	初年度の翌年	初年度の翌々年	年度	度	初年度から起算して三年度を経過した年	度	初年度から起算して四年度以上を経過した年度
	五分の二	五分の三	五分の四	一			
	四分の二	四分の三	一	一			
	一	一	一	一			
	一	一	一	一			

り当該公営住宅の家賃が定められることとなつた年度をいう。以下の表において同じ。)	初年度の翌年	初年度の翌々年	年度	度	初年度から起算して三年度を経過した年	度	初年度から起算して四年度以上を経過した年度
	五分の二	五分の三	五分の四	一			
	四分の二	四分の三	一	一			
	一	一	一	一			
	一	一	一	一			

(管理の特例に係る法第二章の規定の適用に関する技術的読み替え等)

第十四条 (略)
(削除)

(管理の特例に係る法第三章の規定の適用に関する技術的読み替え等)

第十四条 (略)

2) 第六条第二項及び第三項の規定は、法第四十七条第一項の規定により地方公共団体又は地方住宅供給公社が公営住宅の管理を行う場合について準用する。

○ 住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第百一十八号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（公営住宅法に基づく政令の準用）	（公営住宅法に基づく政令の準用）
<p>第十二条 法第二十九条第一項の規定により公営住宅法の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく政令の規定を準用するものとする。この場合において、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第六条第一項中「二十五万九千円」とあるのは「十五万八千円」と、同条第二項中「十五万八千円」とあるのは「十一万四千円」と読み替えるものとする。</p>	<p>第十二条 法第二十九条第一項の規定により公営住宅法の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく政令の規定を準用するものとする。この場合において、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第六条第五項中「イ、ロ及びハ」とあるのは「イ及びハ」と、二二 法第二十三条第二号イに掲げる場合 二十一万四千円 二 法第二十三条第二号ロに掲げる場合 二十一万四千円 当該災害発生の日から三年を経過した後は、十五万八千円）とあ るのと、二 法第二十三条第二号ハに掲げる場合 十五万八千円 三 法第二十三条第二号ハに掲げる場合 十五万八千円）とあるのは、二 法第二十三条第二号イに掲げる場合 十一万四千円」と読み替えるものとする。</p>
（家賃の決定等）	（家賃の決定等）
<p>第十三条の二 法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）</p>	<p>第十三条の二 法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）</p>
<p>第二条第四号の第二種公営住宅に係る旧公営住宅法第十二条、第十三条及び第二十一条の二の規定による家賃及び敷金の決定及び変更並びに収</p>	<p>第二条第四号の第二種公営住宅に係る旧公営住宅法第十二条、第十三条及び第二十一条の二の規定による家賃及び敷金の決定及び変更並びに収</p>

入超過者に対する措置については、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成八年政令第二百四十八号）による改正前の公営住宅法施行令（以下この条において「旧公営住宅法施行令」という。）第四条、第四条の四及び第六条の二の規定の例による。この場合において、旧公営住宅法施行令第四条第一号の表中「（準耐火構造の住宅」とあるのは「（耐火構造の住宅及び準耐火構造の住宅」と、旧公営住宅法施行令第四条の四中「建設大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、旧公営住宅法施行令第六条の二第一項中「十一万五千円」とあるのは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）第三十二条の規定による改正後の法第二十三条第一号イに掲げる場合にあつては十五万八千円以下で施行者が条例で定める金額、同号ロに掲げる場合にあつては十一万四千円を参酌して十五万八千円以下で施行者が条例で定める金額」と、同条第二項の表第二種公営住宅の項中「十一万五千円」とあるのは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）第三十二条の規定による改正後の法第二十三条第一号イに掲げる場合にあつては十五万八千円以下で施行者が条例で定める金額、同号ハに掲げる場合にあつては十一万四千円」と、同表第二種公営住宅の項中「十九万八千円」とあるのは「十五万八千円」と、二十四万五千円」とあるのは「十五万八千円」と、二十四万五千円」とあるのは「十九万五千円」とする。

2
（略）

入超過者に対する措置については、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成八年政令第二百四十八号）による改正前の公営住宅法施行令（以下この条において「旧公営住宅法施行令」という。）第四条、第四条の四及び第六条の二の規定の例による。この場合において、旧公営住宅法施行令第四条第一号の表中「（準耐火構造の住宅」とあるのは「（耐火構造の住宅及び準耐火構造の住宅」と、旧公営住宅法施行令第四条の四中「建設大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、旧公営住宅法施行令第六条の二第一項及び第二項の表第二種公営住宅の項中「十一万五千円」とあるのは「公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正後の法第二十三条第二号イに掲げる場合にあつては十三万九千円以下で施行者が条例で定める金額、同号ハに掲げる場合にあつては十一万四千円」と、同表第二種公営住宅の項中「十九万八千円」とあるのは「十五万八千円」と、二十四万五千円」とあるのは「十九万五千円」とする。